○関東地方整備局告示第三百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十九日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県上水内郡飯綱町大字倉井字狐沢二〇八九番一から同町大字倉井字狐沢二〇八四番八まで	前	一四・二五～一七・〇五メートル	〇・〇五五キロメートル
	後	一四・四九～八七・一六メートル	〇・〇五五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○中部地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十九日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市南区東又兵ヱ町五丁目一番五から同市南区港東通二丁目二三番一まで	前	五五・六〇～五七・八〇メートル	〇・〇一二キロメートル
	後	六三・九〇～六五・七〇メートル	〇・〇一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ジェイネット

三(1) 住所の変更

変更前	兵庫県尼崎市長洲西通一丁目三番二十六号
変更後	兵庫県尼崎市潮江一丁目一番六号

(2) 変更年月日

平成二十三年六月二十七日

四(1) 評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	兵庫県尼崎市長洲西通一丁目三番二十六号
変更後	兵庫県尼崎市潮江一丁目一番六号

(2) 変更年月日

平成二十三年六月二十七日

○近畿地方整備局告示第二百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項四、住所の欄中「兵庫県尼崎市長洲西通一丁目三番二十六号」を「兵庫県尼崎市潮江一丁目二番六号」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中「イ　本社　兵庫県尼崎市長洲西通一丁目三番二十六号」を「イ　本社　兵庫県尼崎市潮江一丁目二番六号」に改める。

○九州地方整備局告示第百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年七月十九日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

第1　起業者の名称　佐賀県

第2　事業の種類　県道江北芦刈線改築工事（佐賀県小城市牛津町下砥川字永田地内）及びこれに伴う農業用道路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　佐賀県小城市牛津町下砥川字永田地内

2　使用の部分　佐賀県小城市牛津町下砥川字永田地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県杵島郡江北町大字佐留志字二本松乾地内の一般国道34号との接続点から同県小城市芦刈町三王崎字四本松地内の県道牛津芦刈線との接続点までの延長約4,000mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道江北芦刈線改築工事及びこれに伴う農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、県道江北芦刈線改築工事（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される小城市が管理する農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

県道江北芦刈線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により佐賀県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条により佐賀県が道路管理者であることなどから、起業者である佐賀県は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、佐賀県杵島郡江北町大字佐留志字二本松乾地内の一般国道34号との接続点を起点とし同県小城市芦刈町三王崎字四本松地内の一般国道444号との接続点を終点とする延長3,996mの県道（以下「現道」という。）である。

本路線周辺の幹線道路網は、佐賀市と鹿島市方面を結ぶ一般国道444号、佐賀県中心部を東西に結ぶ一般国道34号、小城市南部を南北に結ぶ県道牛津芦刈線が存し、これら幹線道路網は地域住民の通勤、通学等の日常生活をはじめ、農業や商工業等の経済活動にとって重要な役割を果たしている。これら幹線道路網のうち、一般国道444号においては、域内交通と通過交通が集中し、随所で交通混雑が発生しており、平成17年に佐賀県渋滞対策協議会により策